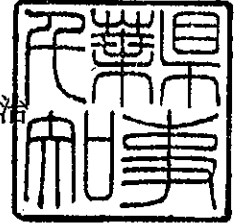




環 第 6 1 3 号  
平成30年11月7日

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 夏目 誠 様

千葉県知事 鈴木 栄治



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書に対する  
意見について（通知）

平成30年4月24日付けで送付のあった標記準備書に対する意見について、  
環境影響評価法第20条第1項の規定により、別添のとおり通知します。

成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書  
に対する意見

本事業は、成田空港の更なる機能強化を図るため、既存のB滑走路を2,500メートルから3,500メートルに延長するとともに、B滑走路南東にC滑走路を新たに設置し、航空機の年間発着回数を30万回から50万回に増加させるものである。

対象事業実施区域及びその周辺は、現状においても航空機騒音による影響を受けており、本事業の実施により、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（昭和42年法律第110号）で定められる騒音区域がさらに拡大することとなる。

また、当該地域は、下総台地とそれを侵食して形成された谷底平野（谷津）から構成され、山林が周辺河川の水源地及び地下水涵養域となる一方、谷津田を利用した農業も盛んに行われる多様な環境の中、猛禽類をはじめとする希少な動植物が多く確認されている。

計画では、新たに空港となる区域等約1,200ヘクタールの広大な範囲を改変し、その大部分で大規模な埋立てを伴う造成が行われることから、貴重な自然環境が消失することとなる。

については、本事業が環境へ与える影響は重大であることから、地域環境に配慮した適切な環境影響評価書を作成するとともに、環境への負荷のより一層の回避・低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

なお、本事業を進めるに当たっては、環境対策を一層充実させるとともに、地域住民の理解と協力が得られるよう、引き続き、国・県・空港周辺市町と連携して、取り組むこと。

記

1 全般にかかわる事項

- (1) 本事業は、滑走路新設等に当たり大規模な切土及び盛土を行うこと、また、供用時には、年間発着回数50万回を有する空港になることなどから、環境へ与える影響は重大である。については、環境への影響を低減するために、環境保全措置を確実に履行するとともに、事後調査により、環境の状況を適切に把握すること。
- (2) 工事の実施に当たっては、近接する首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の周辺工事の状況を把握するとともに、建設機械や資材等運搬車両が集中しないよう関係機関と調整を行うなど、環境への負荷をできる限り回避し、又は低減を図ること。

- (3) 本事業は、施工区域外からの土砂の搬入等を行わないとしているが、計画に変更が生じた場合は、想定される土砂の搬出入時期及び経路を明らかにした上で、施工時の環境への影響を適切に評価し、必要に応じて環境保全措置を実施すること。
- (4) 事後調査や環境監視調査の結果等については、広く一般へ周知するとともに、事業者が推進している周辺の環境対策にも活用すること。

## 2 大気質にかかわる事項

- (1) 施工時の大気質に係る環境保全措置について、二酸化窒素の高濃度発生時に行う作業中断・作業調整を確実に履行できるよう具体的な方法等を示すこと。
- (2) 施工時の粉じん等に係る環境保全措置について、本事業は施工面積が広いことから、散水や仮囲い等を確実に履行できるよう具体的な方法等を示すこと。また、降下ばいじん量に係る事後調査を実施すること。
- (3) 新設する空港周辺道路や滑走路横断道路等は、圏央道のIC（インターチェンジ）を利用する車両により交通の集中が想定される。については、新設道路に係る大気質の予測及び評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を実施すること。また、事後調査を実施すること。

## 3 騒音及び振動にかかわる事項

- (1) 建設機械の稼働による騒音について、予測結果が整合を図るべき基準等を超過している地点があることから、より一層の負荷削減のために工期の分散化等、更なる環境保全措置を実施すること。また、事後調査を実施すること。
- (2) 新設する空港周辺道路や滑走路横断道路等は、圏央道のICを利用する車両により交通の集中が想定される。については、新設道路に係る騒音及び振動の予測及び評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を実施すること。また、事後調査を実施すること。
- (3) 航空機騒音について、空港周辺地域では現状でも環境基準を達成していない地点があり、また、滑走路の延長・新設及び航空機の発着回数の増加に伴い、環境基準を超える騒音の影響を受ける範囲が拡大する。については、航空機騒音の環境基準の達成に向けて、低騒音型航空機の導入促進等、騒音の低減対策を常に最大限行うこと。
- (4) 航空機騒音について、予測に用いた機材クラス別の発着回数等は、不確実性が大きいと考えられることから、供用時の騒音の事後調査を実施すること。

- (5) 航空機騒音について、本事業により騒音の影響を受ける範囲が拡大することから、環境監視調査地点を増やすなど、航空機の発着回数増加等に伴う騒音の影響を適切に把握し、結果を公表すること。
- (6) C滑走路供用までの当面の間、A滑走路については、運用時間を延長する計画としていることから、夜間飛行制限の緩和による航空機騒音の影響について検討し、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

#### 4 水質にかかわる事項

供用時の水質について、方法書で示したとおり合流先河川で適用される環境基準により評価すること。また、予測結果が環境基準の値を上回ることから、B滑走路・誘導路上及びC滑走路・誘導路上に落下した防除水剤の回収及び廃液処理施設での処理を実施すること。

#### 5 水文環境にかかわる事項

- (1) 対象事業実施区域内の雨水について、「水質」の予測では河川へ放流するとし、「水文環境」の予測では地下に浸透するとしている。については、評価書において、これらの整合を図るとともに、必要に応じて予測及び評価を見直すこと。
- (2) 雨水の地下浸透について、浸透経路や量などを分かりやすく示すこと。
- (3) 水文環境の予測について、モデル化した地形・地層の詳細、各層の水理定数、設定したモデルの入力条件（特に盛土材の透水係数）を明らかにした上で、その妥当性を示すこと。
- (4) 水文環境について、大雨時には地下水位が上昇し、計画地盤面を超える可能性があることから、通常の降雨だけではなく大雨時の地下水位についても予測及び評価を行うこと。また、必要に応じて環境保全措置を実施すること。
- (5) 水文環境に係る地下水並びに周辺河川の水質に対する予測及び評価について、準備書で示されていないことから、方法書に対する千葉県知事意見を踏まえ、評価書において改めて示すこと。また、事後調査を実施すること。なお、事後調査の項目は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）及び「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）に定められた項目とすること。
- (6) 水文環境について、本事業は大規模な切土工事等を行うことから、事後調査の実施に当たっては、地下水の流動に配慮して、調査地点の選定等を行うこと。

## 6 動物、植物及び生態系にかかわる事項

- (1) 本事業は、約1,200ヘクタールに及ぶ広大な土地の改変を伴うことから、自然環境への著しい影響は避けられない。このため、動植物及び生態系への影響の最小化を図るとともに、影響の大きさに見合った代償措置を講ずる必要がある。ついては、HEP（ハビタット評価手続き）等の手法を用いて、できる限り定量的に予測及び評価を行うこと。
- (2) 動植物について、対象事業実施区域内の谷津を大規模に埋立てすることにより、多くの貴重な動植物が影響を受けることから、事業の実施に当たっては、専門家の助言を受け、環境保全措置を確実に履行すること。
- (3) 動植物について、重要種及び生態系の注目種等に対する環境保全措置の履行に当たっては、生物の地域個体群の維持に配慮すること。なお、対象事業実施区域だけではなく、周辺地域も含め検討するとともに、周辺自治体との連携や農業活動との調整など、多様な対応を図ること。
- (4) 調査により確認された動植物について、在来、逸出、植栽、外来の別を示すこと。なお、特筆される自然分布が確認された場合は、重要種として扱い、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を実施すること。
- (5) 動植物に係る代償措置について、期待される効果を明らかにするため、おおよその位置や規模等を示すこと。また、代償措置の適地選定の方法を示すこと。
- (6) 動植物に係る代償措置について、良好な移植環境の形成には時間を要することが想定されることから、移植に当たってはその時間を考慮して適切な時期及び方法で実施すること。
- (7) 動植物に係る代償措置について、周辺に生息する個体との競合、資源量等を考慮し、生息地点数や生息範囲の確保の観点も検討した上で実施すること。
- (8) ニホンイシガメ及びアカハライモリに係る代償措置について、生息域外保全を実施するとしているが、その目的を明確にするとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」（平成21年1月 環境省）等を踏まえて実施すること。
- (9) オオタカ及びサシバについて、行動圏及び繁殖状況に関する調査結果を明らかにし、それを踏まえて予測及び評価を行うとともに、適切な代償措置を実施すること。なお、一部の個体は新たな生息地を求め移動すると想定されるが、両種は広い行動圏を持つことから、これらの移動による地域個体群への影響について配慮すること。

(10) 植物について、アカシデ、オニバス、イイギリ及びカタクリは、「千葉県レッドリスト植物・菌類編（2017年改訂版）」の掲載種であることから、生育状況を確認の上、重要種に追加し位置図を作成するとともに、予測及び評価を行うこと。

7 景観にかかわる事項

環境保全措置として実施する法面等の緑化に当たっては、周辺の生態系への影響に配慮した種を選定すること。また、草本や樹木の生長も勘案した上で、周辺の緑との調和に努めること。

8 人と自然との触れ合いの活動の場にかかわる事項

消失する活動の場に対する代償措置の検討に当たっては、現状の利用者が近隣で同様の活動が継続できるかという点についても配慮すること。

9 その他

それぞれの環境影響評価項目の評価について、現況と将来を比較するなど、本事業の実施による環境負荷の程度を分かりやすく示すこと。

以上